

借入金明細書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

法人名 宗教法人 和敬保育園

(単位：円)

区分	借入先	拠点区分	期首残高 ①	当期借入金 ②	当期償還額 ③	差引期末残高 ④＝①＋②－③ (うち1年以内償還予定額)	元金償還補助金	利率 %	支払利息		返済期限	使途	担保資産		
									当期支出額	利息補助金収入			種類	地番または内容	帳簿価額
設備資金借入金	福祉医療機構	和敬保育園	25,187,000	0	3,396,000	21,791,000 (3,396,000)		0.22%	51,980		2031.8.10	園舎建築	園舎 土地	新地80-5 新地80-6	
						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
	計		25,187,000	0	3,396,000	21,791,000 (3,396,000)	0		51,980	0					0
長期運営資金借入金						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
						0 ()									
	計		0	0	0	0 (0)	0		0	0					0
短期運営資金借入金						0									
						0									
						0									
						0									
						0									
	計		0	0	0	0	0		0	0					0
合計			25,187,000	0	3,396,000	21,791,000 (3,396,000)	0		51,980	0					0

(注) 役員等からの長期借入金、短期借入金がある場合は、区分を新設するものとする。

寄附金収益明細書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

法人名 宗教法人 和敬保育園

(単位: 円)

寄附者の属性	区分	件数	寄附金額	うち基本金組入額	寄附金額の拠点区分ごとの内訳		
					和敬保育園拠点区分		
利用者の家族	経常	1	268		268		
			0				
			0				
			0				
区分小計		1	268	0	268	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
			0				
			0				
			0				
			0				
区分小計		0	0	0	0	0	0
合計		1	268	0	268	0	0

- (注) 1. 寄附者の属性の内容は、法人の役職員、利用者本人、利用者の家族、取引業者、その他とする。
2. 「寄附金額」欄には、寄附物品を含めるものとする。「区分欄」には、経常経費寄附金収益の場合は「経常」、長期運営資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「運営」、施設整備等寄附金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還寄附金収益の場合は「償還」、固定資産受贈額の場合は「固定」と、寄附金の種類がわかるように記入すること。
3. 「寄附金額」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。または、「寄附金額の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と原則として一致するものとする。

補助金事業等収益明細書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

法人名 宗教法人 和敬保育園

(単位：円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る 利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別 積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						和敬保育園拠点区分		
仙台市（増員保育士助成）	保育事業	3,564,000		3,564,000		3,564,000		
仙台市（特別支援保育助成）		4,878,400		4,878,400		4,878,400		
仙台市（産休等代替職員費）		9,000		9,000		9,000		
仙台市（延長保育助成）		1,932,000	267,000	2,199,000		2,199,000		
仙台市（栄養士雇用助成）		274,800		274,800		274,800		
仙台市（病原性大腸菌対策関連消耗品助成）		76,260		76,260		76,260		
仙台市（病原性大腸菌対策検便助成）		35,600		35,600		35,600		
仙台市（フッ化物洗口事業継続実施補助金）		6,864		6,864		6,864		
仙台市（特別支援保育園滑化事業費）		500,000		500,000		500,000		
仙台市（保育士就労スタートアップ）		134,860		134,860		134,860		
仙台市（3歳未満保育施設との連携）		512,000		512,000		512,000		
仙台市（キャリアアップ研修支援補助）		100,000		100,000		100,000		
仙台市（福祉施設冬季暖房用燃料費等補助金）		288,000		288,000		288,000		
仙台市（児童福祉施設等食材費補助預金）		1,246,400		1,246,400		1,246,400		
仙台市（仙台市保育士宿舎借り上げ支援事業）		892,700		892,700		892,700		
区分小計		14,450,884	267,000	14,717,884	0	14,717,884	0	0
				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
				0				
				0				
区分小計		0	0	0	0	0	0	0
合計		14,450,884	267,000	14,717,884	0	14,717,884	0	0

(注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。

なお、運用上の留意事項（課長通知）別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。

2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。

事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

法人名 宗教法人 和敬保育園

1) 事業区分間繰入金明細書

該当なし。

(単位: 円)

事業区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

2) 拠点区分間繰入金明細書

該当なし。

(単位: 円)

拠点区分名		繰入金の財源 (注)	金額	使用目的等
繰入元	繰入先			

(注) 繰入金の財源には、介護保険収入、運用収入、前期末支払資金残高等の別を記入すること。

事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書

令和 7年 3月 31日現在

法人名 宗教法人 和敬保育園

1) 事業区分間貸付金（借入金）明細書

該当なし。

(単位：円)

	貸付事業区分名	借入事業区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

2) 拠点区分間貸付金（借入金）明細書

該当なし。

(単位：円)

	貸付拠点区分名	借入拠点区分名	金額	使用目的等
短期				
	小計		0	
長期				
	小計		0	
	合計		0	

基本金明細書

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月 31日

法人名 宗教法人 和敬保育園

該当なし。 (単位：円)

区分並びに組入れ及び 取崩しの事由		合計	各拠点区分ごとの内訳		
前年度末残高		0	0	0	0
	第一号基本金	0			
	第二号基本金	0			
	第三号基本金	0			
第一号基本金	当期組入額	0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期取崩額	0			
		0			
		0			
	計	0	0	0	0
第二号基本金	当期組入額	0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期取崩額	0			
		0			
		0			
	計	0	0	0	0
第三号基本金	当期組入額	0			
		0			
	計	0	0	0	0
	当期取崩額	0			
		0			
		0			
	計	0	0	0	0
当期末残高		0	0	0	0
	第一号基本金	0	0	0	0
	第二号基本金	0	0	0	0
	第三号基本金	0	0	0	0

- (注) 1. 「区分並びに組入れ及び取崩しの事由」の欄に該当する事項がない場合は、記載を省略する。
2. ①第一号基本金とは、本文11（1）に規定する基本金をいう。
②第二号基本金とは、本文11（2）に規定する基本金をいう。
③第三号基本金とは、本文11（3）に規定する基本金をいう。
3. 従前からの特例により第一号基本金・第二号基本金の内訳を示していない法人では、合計額のみを記載するものとする。